

令和4年9月五島市議会定例会議案表

(令和4年9月7日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第58号	五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	1
議案第59号	五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2
議案第60号	五島市税条例等の一部改正について	6
議案第61号	五島市手数料条例の一部改正について	11
議案第62号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	12
議案第63号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	14
議案第64号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	16
議案第65号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	18
議案第66号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	21
議案第67号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	26
議案第68号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	29
議案第69号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	34
議案第70号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	37
議案第71号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	42
議案第72号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	47

議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について	50
議案第 7 4 号	工事請負変更契約の締結について	51
議案第 7 5 号	工事請負契約の変更について	52
議案第 7 6 号	工事請負契約の変更について	53
議案第 7 7 号	和解及び損害賠償の額の決定について	54
議案第 7 8 号	損害賠償の額の決定について	55
議案第 7 9 号	五島市教育委員会委員の任命について	56
議案第 8 0 号	五島市公平委員会委員の選任について	58
議案第 8 1 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	60
議案第 8 2 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	62
議案第 8 3 号	五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について	64
議案第 8 4 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について	66
議案第 8 5 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について	68
議案第 8 6 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について	70
議案第 8 7 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について	72
議案第 8 8 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について	74
議案第 8 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	76

議案第90号	人権擁護委員の候補者の推薦について	79
議案第91号	人権擁護委員の候補者の推薦について	81
議案第92号	令和4年度五島市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第93号	令和4年度五島市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第94号	令和4年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第95号	令和3年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊
議案第96号	令和3年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第97号	令和3年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第98号	令和3年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第99号	令和3年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第100号	令和3年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第101号	令和3年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第102号	令和3年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第103号	令和3年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第104号	令和3年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第105号	令和3年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第106号	令和3年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊

報告第16号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第17号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第18号	令和3年度五島市一般会計継続費精算について	別冊

## 議案第58号

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

五島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成16年五島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第59号

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号エを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子

を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3第3号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前

の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中第1号を第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準とし



て条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第60号

五島市税条例等の一部改正について

五島市税条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市税条例等の一部を改正する条例

(五島市税条例の一部改正)

第1条 五島市税条例(平成16年五島市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるもの

に限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用

を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（五島市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 五島市税条例の一部を改正する条例（令和3年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中五島市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の

3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中五島市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中五島市税条例第18条の4第1項の改正規定 令和6年4月1日  
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の五島市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の五島市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の五島市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の五島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第61号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

別表第3第1項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改め、「の増築又は改築の場合」を削り、同表第2項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改め、「の増築又は改築の場合」を削る。

附 則

この条例中別表第2の改正規定は公布の日から、別表第3の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正により、建築行為を伴わない住宅が長期優良住宅建築等計画等の認定の対象とされたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
平蔵辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



(別紙)

## 総合整備計画書

長崎県五島市 平蔵辺地

(辺地の人口 521人、面積 5.73km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市平蔵町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市平蔵町3356番1  
(3) 辺地度数 182点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道浦頭・樫ノ浦線は、県道河務・福江線と樫ノ浦地区とを結ぶ生活道路として利用されている。また、樫ノ浦漁港ではマグロの養殖が行われており、大型貨物自動車等の通行が増加している。しかし、この道路は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	220,700	0	220,700	220,700
合計		220,700	0	220,700	220,700

議案第 63 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
中岳北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書

長崎県五島市 中岳北部辺地

(辺地の人口 310人、面積 4.80km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1084番1  
(3) 辺地度数 226点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

国民健康保険岐宿歯科診療所山内出張所の歯科ユニット2台のうち1台は、平成11年に設置したものである。しかし、設置後23年が経過しており、老朽化による故障が頻繁に発生しているため、今後の診療に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに歯科ユニットを整備することで、地域医療の充実を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	五島市	4,620	2,310	2,310	2,300
合計		4,620	2,310	2,310	2,300

議案第 6 4 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
河務辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書

長崎県五島市 河務辺地

(辺地の人口 74人、面積 14.70km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町河務  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町河務699番2  
(3) 辺地度点数 240点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道河務2号線の前小島橋1号及び前小島橋4号は、福江島と前小島を結ぶ道路に設けられたコンクリート橋である。しかし、これらの橋は、架設後55年が経過し、頂版、側壁等に損傷が発生している状況である。このようなことから、これらの橋を新たなコンクリート橋へ更新し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	4,647	414	4,233	4,229
合計		4,647	414	4,233	4,229

議案第 65 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 3 年 9 月 28 日に議決された上天津辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 上大津辺地

(辺地の人口 2, 197人、面積 4. 23 km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20  
(3) 辺地度点数 144点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

#### (道路施設)

市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

#### (消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されておらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340
消防施設	五島市	26,756	5,486	21,270	21,230
合計		30,096	5,486	24,610	24,570

〈議案第65号参考〉総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更		変 更																																																					
後	前	後	前																																																				
<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 上大津辺地 (辺地の人口 2, 197人、面積 4. 23k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20 (3) 辺地度数 144点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (消防施設) この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されおらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 上大津辺地 (辺地の人口 2, 197人、面積 4. 23k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市上大津町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市上大津町193番20 (3) 辺地度数 144点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道空港・鬼岳線は、県道福江空港線と鬼岳とを結ぶ道路であり、地域住民及び観光客の車両等の通行が増加している。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民及び観光客の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (消防施設) この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されおらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>3,340</td> <td>0</td> <td>3,340</td> <td>3,340</td> </tr> <tr> <td>消防施設</td> <td>五島市</td> <td>16,007</td> <td>2,743</td> <td>13,264</td> <td>13,220</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>19,347</td> <td>2,743</td> <td>16,604</td> <td>16,560</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：千円)</p>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340	消防施設	五島市	16,007	2,743	13,264	13,220	合計		19,347	2,743	16,604	16,560	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>3,340</td> <td>0</td> <td>3,340</td> <td>3,340</td> </tr> <tr> <td>消防施設</td> <td>五島市</td> <td>26,756</td> <td>5,486</td> <td>21,270</td> <td>21,230</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>30,096</td> <td>5,486</td> <td>24,610</td> <td>24,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：千円)</p>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340	消防施設	五島市	26,756	5,486	21,270	21,230	合計		30,096	5,486	24,610	24,570
施設名	事業主体				事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																															
		特定財源	一般財源																																																				
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340																																																		
消防施設	五島市	16,007	2,743	13,264	13,220																																																		
合計		19,347	2,743	16,604	16,560																																																		
施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																		
			特定財源	一般財源																																																			
道路施設	五島市	3,340	0	3,340	3,340																																																		
消防施設	五島市	26,756	5,486	21,270	21,230																																																		
合計		30,096	5,486	24,610	24,570																																																		



議案第 66 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 3 年 9 月 28 日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3, 253人、面積 3.47km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町、赤島町、黄島町 |
| (2) 地域の中心の位置       | 長崎県五島市末広町1番10   |
| (3) 辺地度点数          | 137点  |

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道福江197号線、市道外壕線及び市道大波止・城山線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても利用されている。しかし、これらの路線は、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備及び歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道中野・壱本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	475,536	0	475,536	475,536
合計		475,536	0	475,536	475,536

〈議案第66号参考〉総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変	更	後
<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 253人、面積 3.47k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町、赤島町、黄島町</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10</p> <p>(3) 辺地度数 137点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道福江197号線、市道外濠線及び市道大波止・城山線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても利用されている。しかし、これらの路線は、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備及び歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中野・老本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い場所である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間</p>	<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 253人、面積 3.47k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町、赤島町、黄島町</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10</p> <p>(3) 辺地度数 137点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道福江197号線、市道外濠線及び市道大波止・城山線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても利用されている。しかし、これらの路線は、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備及び歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中野・老本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い場所である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3, 253人、面積 3.47k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町、赤島町、黄島町</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市末広町1番10</p> <p>(3) 辺地度数 137点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道福江197号線、市道外濠線及び市道大波止・城山線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても利用されている。しかし、これらの路線は、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備及び歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中野・老本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い場所である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間</p>

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		475,536	0	475,536	
合計			475,536	0	475,536	

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		472,900	0	472,900	462,900
合計			472,900	0	472,900	462,900

議案第67号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和3年9月28日に議決された大荒辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 大荒辺地

(辺地の人口 2,466人、面積 3.21km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市大荒町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市大荒町418番  
(3) 辺地度点数 149点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道福江30号線は、小田地区と吉久木地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、一部の区間の幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道中野・壱本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	95,064	0	95,064	87,064
合計		95,064	0	95,064	87,064

（議案第67号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更		前																																																	
変	更	変	更	前	前																																																
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 大荒辺地 （辺地の人口 2, 466人、面積 3. 21 k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市大荒町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市大荒町418番 （3）辺地度数 149点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道福江30号線は、小田地区と吉久木地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、一部の区間の幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道中野・老本木線は、市道堀端・新二番町線と市道福江70号線とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による車道のひび割れやわだち掘れ及び歩道の陥没や隆起が生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>95,064</td> <td>0</td> <td>95,064</td> <td>87,064</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>95,064</td> <td>0</td> <td>95,064</td> <td>87,064</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	95,064	0	95,064	87,064	合 計			95,064	0	95,064	87,064	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 大荒辺地 （辺地の人口 2, 466人、面積 3. 21 k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市大荒町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市大荒町418番 （3）辺地度数 149点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道福江30号線は、小田地区と吉久木地区とを結ぶ生活道路として利用されている。しかし、この路線は、一部の区間の幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>50,000</td> <td>0</td> <td>50,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>50,000</td> <td>0</td> <td>50,000</td> <td>42,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	五島市	50,000	0	50,000	42,000	合 計			50,000	0	50,000	42,000
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	95,064	0	95,064	87,064																																															
合 計			95,064	0	95,064	87,064																																															
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設	五島市	五島市	50,000	0	50,000	42,000																																															
合 計			50,000	0	50,000	42,000																																															



議案第 68 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 4 年 3 月 24 日に議決された吉田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 吉田辺地

(辺地の人口 963人、面積 8.01km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市吉田町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市吉田町2498番2  
(3) 辺地度点数 178点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

#### (道路施設)

市道本山10号線の新開橋は、吉田地区の集落内を流れる一ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後58年が経過し、主桁、床版等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道本山12号線のアガタ橋は、吉田地区の集落内を流れるアガタ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後の年数経過により、主桁、橋台等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋をボックスカルバートへ更新し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

#### (消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されておらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	40,955	21,888	19,067	19,055
消防施設	五島市	15,980	2,743	13,237	13,220

合 計		56,935	24,631	32,304	32,275
-----	--	--------	--------	--------	--------

（議案第68号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																					
後	前	後	前																				
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 吉田辺地 （辺地の人口 963人、面積 8.01k㎡）</p> <p>長崎県五島市 吉田町 長崎県五島市吉田町2498番2 178点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 <u>（道路施設）</u> 市道本山10号線の新開橋は、吉田地区の集落内を流れる一ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後58年が経過し、主桁、床版等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、床版等の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道本山12号線のアガタ橋は、吉田地区の集落内を流れるアガタ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後の年数経過により、主桁、橋台等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋をボックスカルバートへ更新し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 <u>（消防施設）</u> この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、住宅が増え続けている区域であるが、付近に防火水槽が設置されおらず、消火活動時における水利の不足が懸念される。このようことから、防火水槽を設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 吉田辺地 （辺地の人口 963人、面積 8.01k㎡）</p> <p>長崎県五島市 吉田町 長崎県五島市吉田町2498番2 178点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道本山10号線の新開橋は、吉田地区の集落内を流れる一ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後58年が経過し、主桁、床版等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、床版等の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間</p>																					
<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>40,955</td> <td>19,067</td> <td>19,055</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業費		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	40,955	19,067	19,055	<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>32,113</td> <td>10,225</td> <td>10,220</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業費		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	32,113	10,225	10,220
施設名	事業費		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																				
	特定財源	一般財源																					
道路施設	40,955	19,067	19,055																				
施設名	事業費		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額																				
	特定財源	一般財源																					
道路施設	32,113	10,225	10,220																				

消防施設	五 島 市	15,980	2,743	13,237	13,220
合 計		56,935	24,631	32,304	32,275

合 計		32,113	21,888	10,225	10,220

議案第69号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和3年9月28日に議決された高田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 高田辺地

(辺地の人口 236人、面積 3.61km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市高田町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市高田町1744番1  
(3) 辺地度点数 194点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道本山81号線は、蓮寺地区と野中地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻りに利用する路線である。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	69,000	0	69,000	69,000
合計		69,000	0	69,000	69,000

（議案第69号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変更後		変更前																																																			
<p>総合整備計画書 <u>（第1次変更）</u> 長崎県五島市 高田辺地 （辺地の人口 236人、面積 3.61k㎡）</p>		<p>総合整備計画書 長崎県五島市 高田辺地 （辺地の人口 236人、面積 3.61k㎡）</p>																																																			
<p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市高田町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市高田町1744番1 （3）辺地度数 194点</p>	<p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市高田町 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市高田町1744番1 （3）辺地度数 194点</p>																																																				
<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道本山81号線は、蓮寺地区と野中区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻りに利用する路線である。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>	<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道本山81号線は、蓮寺地区と野中区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻りに利用する路線である。しかし、この路線は、幅員が狭く、歩行者と車両の離合が困難なため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																																				
<p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間 （単位：千円）</p>	<p>3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで 5年間 （単位：千円）</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td></td> <td>五島市</td> <td>69,000</td> <td>0</td> <td>69,000</td> <td>69,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>69,000</td> <td>0</td> <td>69,000</td> <td>69,000</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設		五島市	69,000	0	69,000	69,000	合計			69,000	0	69,000	69,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td></td> <td>五島市</td> <td>71,000</td> <td>0</td> <td>71,000</td> <td>68,700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>71,000</td> <td>0</td> <td>71,000</td> <td>68,700</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	道路施設		五島市	71,000	0	71,000	68,700	合計			71,000	0	71,000	68,700		
施設名		区分			事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額																																													
	事業	主体	特定財源	一般財源																																																	
道路施設		五島市	69,000	0	69,000	69,000																																															
合計			69,000	0	69,000	69,000																																															
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額																																															
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																
道路施設		五島市	71,000	0	71,000	68,700																																															
合計			71,000	0	71,000	68,700																																															



議案第70号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和3年9月28日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,628人、面積 10.53km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔       |
| (2) 地域の中心の位置       | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 |
| (3) 辺地度数           | 213点                |

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

#### (道路施設)

市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

#### (診療施設)

国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿

分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険三井楽診療所の心電計は、平成4年に設置したものである。しかし、設置後30年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに心電計を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市	22,385	3,300	19,085	19,030
合計		51,933	3,300	48,633	48,578

（議案第70号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更	後
<p>変 更</p> <p>総合整備計画書（第2次変更） 長崎県五島市 濱ノ畔辺地 (辺地の人口 1,628人、面積 10.53k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 (3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。 国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>	<p>変 更</p> <p>総合整備計画書（第3次変更） 長崎県五島市 濱ノ畔辺地 (辺地の人口 1,628人、面積 10.53k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 (3) 辺地度数 213点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 (診療施設) 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。 国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>

後30年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに心電計を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設		五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設		五島市	22,385	3,300	19,085	19,030
合計			51,933	3,300	48,633	48,578

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設		五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設		五島市	20,306	2,200	18,106	18,100
合計			49,854	2,200	47,654	47,648

議案第 7 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 1 0 月 1 3 日に議決された岳辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 岳辺地

(辺地の人口 488人、面積 9.37km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町澁ノ元
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1
- (3) 辺地度点数 305点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(飲用水供給施設)

岳地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっている。このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400
飲用水供給施設	五島市	30,000	15,000	15,000	15,000

合 計		400,880	264,200	136,680	136,400



（議案第71号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																																															
後	前	後	前																																														
<p>総合整備計画書（第1次変更） 長崎県五島市 岳辺地 （辺地の人口 488人、面積 9.37k㎡）</p>		<p>総合整備計画書 長崎県五島市 岳辺地 （辺地の人口 488人、面積 9.37k㎡）</p>																																															
<p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町淵ノ元 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1 （3）辺地度数 305点</p>		<p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三井楽町大川、三井楽町高崎、三井楽町柏、三井楽町嶽、三井楽町淵ノ元 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市三井楽町柏850番1 （3）辺地度数 305点</p>																																															
<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （<u>道路施設</u>） 市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道長田尾榎本中長田線、市道京ノ岳線及び市道鶴籠線は、国道384号と航空自衛隊福江島分屯基地とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されている。また、年に数回、自衛隊の大型車両25台程度が訓練のために来島する際にもこれらの路線が利用されている。しかし、これらの路線は、自衛隊の大型車両が通行する場合には、幅員が狭く車両の離合が困難なため、その他の車両の通行を規制する必要があるなど、車両の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備及び舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>																																															
<p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間 （単位：千円）</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間 （単位：千円）</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>370,880</td> <td>249,200</td> <td>121,680</td> <td>121,400</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>30,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400	飲用水供給施設	五島市	30,000	15,000	15,000	15,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>370,880</td> <td>249,200</td> <td>121,680</td> <td>121,400</td> </tr> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>30,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400	飲用水供給施設	五島市	30,000	15,000	15,000	15,000
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額																																											
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400																																												
飲用水供給施設	五島市	30,000	15,000	15,000	15,000																																												
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額																																											
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市	370,880	249,200	121,680	121,400																																												
飲用水供給施設	五島市	30,000	15,000	15,000	15,000																																												

합	計		370,880	249,200	121,680	121,400			

합	計		400,880	264,200	136,680	136,400			

議案第 72 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 10 月 13 日に議決された川原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 川原辺地

(辺地の人口 636人、面積 18.20km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1  
(3) 辺地度点数 232点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(林道)

林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

(道路施設)

市道淵之元大川原1号線の長山橋は、川原地区の集落内を流れる大川原川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	152,300	90,000	62,300	62,300
道路施設	五島市	21,242	14,421	6,821	6,805
合計		173,542	104,421	69,121	69,105

（議案第72号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																																						
<p>総合整備計画書（第1次変更） 長崎県五島市 川原辺地 （辺地の人口 636人、面積 18.20km<sup>2</sup>）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1 （3）辺地度数 232点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道） 林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。 （道路施設） 市道渕之元大川原1号線の長山橋は、川原地区の集落内を流れる大川原川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後50年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、支承等の補修等を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書 長崎県五島市 川原辺地 （辺地の人口 636人、面積 18.20km<sup>2</sup>）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町川原 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町川原574番1 （3）辺地度数 232点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 林業専用道川原線の整備予定地周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>152,300</td> <td>90,000</td> <td>62,300</td> <td>62,300</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>21,242</td> <td>14,421</td> <td>6,821</td> <td>6,805</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>173,542</td> <td>104,421</td> <td>69,121</td> <td>69,105</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	林道	五島市	五島市	152,300	90,000	62,300	62,300	道路施設	五島市	五島市	21,242	14,421	6,821	6,805	合計			173,542	104,421	69,121	69,105	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>125,300</td> <td>75,000</td> <td>50,300</td> <td>50,300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>125,300</td> <td>75,000</td> <td>50,300</td> <td>50,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：千円）</p>		施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	林道	五島市	五島市	125,300	75,000	50,300	50,300	合計			125,300	75,000	50,300	50,300
施設名	事業主体					区分	事業費		財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																													
		特定財源	一般財源																																																					
林道	五島市	五島市	152,300	90,000	62,300	62,300																																																		
道路施設	五島市	五島市	21,242	14,421	6,821	6,805																																																		
合計			173,542	104,421	69,121	69,105																																																		
施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																																		
				特定財源	一般財源																																																			
林道	五島市	五島市	125,300	75,000	50,300	50,300																																																		
合計			125,300	75,000	50,300	50,300																																																		

議案第73号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 工 事 名     | 五島市富江町公民館・富江支所庁舎建設工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所   | 五島市富江町富江165番地1           |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札                   |
| 4 | 工事請負金額    | 600,270,000円             |
| 5 | 工 事 請 負 人 | 出口・カミング特定建設工事共同企業体       |
- 代表構成員
- 五島市東浜町一丁目4番16号  
出口興業 株式会社  
代表取締役 出口 敬介
- 構成員
- 五島市大円寺町2番3号  
株式会社 カミングホーム  
代表取締役 桑原 歩

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第74号

### 工事請負変更契約の締結について

令和2年11月12日に工事請負契約を締結した五島市立新図書館建設工事（電気）について、次のとおり変更契約を締結する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名     | 五島市立新図書館建設工事（電気）                           |
| 2 | 工 事 場 所   | 五島市木場町450番地1                               |
| 3 | 契約の方法     | 一般競争入札                                     |
| 4 | 工事請負金額    | 153,616,700円                               |
| 5 | 工 事 請 負 人 | 五島市吉田町2532番地5<br>こばた電設 株式会社<br>代表取締役 小畑 勝志 |

### （提案理由）

五島市立新図書館建設工事（電気）に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第75号

### 工事請負契約の変更について

令和3年6月30日に議決された議案第62号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 1,127,539,600円」を「4 工事請負金額 1,131,752,600円」に改める。

### (提案理由)

五島市立新図書館建設工事(建築)に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年五島市条例第50号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



## 議案第76号

### 工事請負契約の変更について

令和3年9月28日に議決された議案第90号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 319,110,000円」を「4 工事請負金額 328,211,400円」に改める。

### (提案理由)

本山小学校体育館新築工事(建築)に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年五島市条例第50号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 77 号

和解及び損害賠償の額の決定について

小型乗用自動車の破損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

- 1 和解及び損害  
賠償の相手方

2 和解の趣旨

令和 4 年 6 月 23 日、五島市富江町狩立 地先の市道職人～山崎線の路上において、本市建設課の職員が、刈払機で除草作業をしていたところ、市道沿いの宅地に駐車していた小型乗用自動車（ ）に刈払機で跳ねた石を接触させ、同車両の助手席ドアガラスを損傷した事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

- 3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 33,077 円

(提案理由)

和解及び損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第78号

### 損害賠償の額の決定について

令和2年度財政融資資金借入金の繰上償還に伴う加算金について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口市太郎

1 損害賠償の相手方 国

2 損害賠償の要旨

令和4年3月25日に借入れを行った令和2年度財政融資資金について、限度額を超過して借入れを行ったことに伴い繰上償還を行う必要が生じたが、財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条第3項の規定により、加算金を支払う必要がある。

3 損害賠償の額 70,364円

### (提案理由)

損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第79号

五島市教育委員会委員の任命について  
次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	おおしま まゆみ
氏 名	大 島 眞 由 美
生年月日	昭和43年

(提案理由)

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第79号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
濱 村 悦 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	
坂 本 泰 蔵	令和 2年10月20日	令和 6年10月19日	
山 本 浅 子	令和 2年10月20日	令和 6年10月19日	
道 下 和 之	令和 3年10月20日	令和 7年10月19日	

議案第80号

五島市公平委員会委員の選任について  
次の者を五島市公平委員会委員に選任する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	もと むら ひで こ 本 村 秀 子
生年月日	昭和30年

(提案理由)

公平委員会委員の選任については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）  
第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提  
出する理由である。

〈議案第80号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 村 秀 子	平成30年10月20日	令和 4年10月19日	
祢 宜 涉	令和 元年10月20日	令和 5年10月19日	
松 本 康 英	令和 2年10月20日	令和 6年10月19日	

議案第 8 1 号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	なが お あきら
氏 名	永 尾 晃
生年月日	昭和 2 7 年

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第81号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
永 尾 晃	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
四 辻 和 男	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第 82 号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	よ つじ かず お
氏 名	四 辻 和 男
生年月日	昭和 28 年

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第82号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
永 尾 晃	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
四 辻 和 男	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第 83 号

五島市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	よし だ たか まさ
氏 名	吉 田 隆 正
生年月日	昭和 31 年

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第83号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
立 石 光 徳	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
永 尾 晃	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	
四 辻 和 男	令和 元年10月20日	令和 4年10月19日	

議案第 84 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	かど の たかし
氏 名	角 野 隆
生年月日	昭和 40 年

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第84号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
中 村 克 政	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
入 江 清 巳	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
西 極 久 美 子	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
丸 田 敬 章	令 和 3 年 3 月 1 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者

議案第 85 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	なか むら かつ まさ
氏 名	中 村 克 政
生年月日	昭和 52 年

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第85号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
中 村 克 政	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
入 江 清 巳	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
西 極 久 美 子	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
丸 田 敬 章	令 和 3 年 3 月 1 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者

議案第 86 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	おお さこ なお み
氏 名	大 窄 尚 美
生年月日	昭和 32 年

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第86号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	職 員
中 村 克 政	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	学識経験者
丸 田 敬 章	令和 3年 3月 1日	令和 4年11月 4日	学識経験者

議案第 87 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	さい ごく く み こ
氏 名	西 極 久 美 子
生年月日	昭和 26 年

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第87号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	職 員
中 村 克 政	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	学識経験者
西 極 久美子	令和 2年11月 5日	令和 4年11月 4日	学識経験者
丸 田 敬 章	令和 3年 3月 1日	令和 4年11月 4日	学識経験者

議案第 88 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の選任について  
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に選任する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな	まる た たか あき
氏 名	丸 田 敬 章
生年月日	昭和 43 年

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第88号参考〉

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
大 賀 義 信	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
中 村 克 政	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	職 員
入 江 清 巳	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
西 極 久 美 子	令 和 2 年 1 1 月 5 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者
丸 田 敬 章	令 和 3 年 3 月 1 日	令 和 4 年 1 1 月 4 日	学 識 経 験 者

議案第 89 号

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	いし ぐろ のり こ 石 黒 則 子
生年月日	昭和 22 年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。



〈議案第89号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和4年1月31日 辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日 (予定)		候補者として令和4年 6月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中

議案第90号

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	五島市
ふりがな 氏 名	しろ やま れい こ 城 山 玲 子
生年月日	昭和33年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第90号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和4年1月31日 辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日 (予定)		候補者として令和4年 6月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中

議案第91号

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

令和4年9月7日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所 五島市  
ふりがな むら しみ  
氏 名 村 上 や よ い  
生年月日 昭和33年

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第91号参考〉

略 歴

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
山 本 博 子	平成31年 1月 1日	令和 3年12月31日	令和4年1月31日 辞任
石 黒 則 子	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
赤 瀬 博	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
村 上 やよい	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
松 下 明	令和 2年 1月 1日	令和 4年12月31日	
山 田 栄	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
大 坪 京 子	令和 3年 4月 1日	令和 6年 3月31日	
川 元 末 人	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
白 濱 寿 喜	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
古 川 邦 子	令和 4年 1月 1日	令和 6年12月31日	
川 端 一	令和 5年 1月 1日 (予定)		候補者として令和4年 6月議会で議決済。法 務大臣へ推薦中